

令和8年6月1日より 食費・光熱水費の患者負担額が変わります

日頃より新越谷病院をご利用いただきありがとうございます。
近年の食材費等が高騰している等により、
健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の
規定に基づき、入院中の食事にかかる患者負担額が
以下の通り変更になります。
ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

所得区分	食事負担額(1食あたり)		
		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
一般の方 (一般及び現役並みの方)		510円	550円
区分Ⅱをお持ちの方	90日までの入院	240円	270円
	90日を超える入院	190円	220円
区分Ⅰをお持ちの方	低所得Ⅰ	110円	130円
	療養病棟65歳以上	140円又は110円	160円又は130円

対象病棟	光熱水費(1日当たり)	
	令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
療養病棟	370円	430円

※指定難病又は小児慢性特定疾病の方は食事負担額(1食あたり)が300円から330円へ変更になります。
※患者の病状等により医師の発行する食事箋に基づき特別食が提供されることがありますが負担額は変わりません。
※ご不明点や詳しくお話を聞きたい場合は、お電話又は入院窓口にお声かけ下さい。



IMS(イムス)グループ 医療法人財団 明理会

新越谷病院

〈電話番号〉 048-964-2211

〈ご相談対応〉 新越谷病院 入院窓口